

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成14年1月18日付け中運局公示第248号。以下「運賃制度」という。）の3. 車種区分について、運賃制度に定める他、地域の実情に応じて定めた区分及び区分の基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成19年9月21日

中部運輸局長 中 田 徹

記

1. 適用する運賃適用地域  
別表のとおり
2. 車種区分  
別表のとおり
3. 区分の基準  
別表のとおり

附 則

本件公示は、平成19年9月21日から適用する。

附 則（平成19年11月2日付け中運局公示第152号 改正）

本件公示は、平成19年11月2日から適用する。

- 附 則（平成19年11月16日付け中運局公示第88号 改正）  
本件公示は、平成19年11月16日から適用する。
- 附 則（平成19年11月26日付け中運局公示第95号 改正）  
本件公示は、平成19年11月26日から適用する。
- 附 則（平成20年1月25日付け中運局公示第113号 改正）  
本件公示は、平成20年1月25日から適用する。
- 附 則（平成21年9月30日付け中運局公示第82号 改正）  
本件公示は、平成21年10月1日から適用する。
- 附 則（平成22年7月30日付け中運局公示第37号 改正）  
本件公示は、平成22年8月2日から適用する。
- 附 則（平成26年2月28日付け中運局公示第156号 改正）  
本件公示は、平成26年4月1日から適用する。
- 附 則（平成27年12月22日付け中運局公示第51号 改正）  
本件公示は、平成28年 1月21日から適用する。
- 附 則（平成28年 2月24日付け中運局公示第66号 改正）  
本件公示は、平成28年 3月25日から適用する。
- 附 則（平成29年 3月15日付け中運局公示第118号 改正）  
本件公示は、平成29年 4月17日から適用する。
- 附 則（平成29年 3月22日付け中運局公示第131号 改正）  
本件公示は、平成29年 4月21日から適用する。
- 附 則（平成29年 9月11日付け中運局公示第50号 改正）  
本件公示は、平成29年10月11日から適用する。
- 附 則（平成30年11月13日付け中運局公示第54号 改正）  
本件公示は、平成30年12月13日から適用する。
- 附 則（令和元年 8月 2日付け中運局公示第26号 改正）  
本件公示は、令和元年10月 1日から適用する。
- 附 則（令和元年 8月30日付け中運局公示第43号 改正）  
本件公示は、令和元年10月 1日から適用する。
- 附 則（令和元年12月13日付け中運局公示第82号 改正）  
本件公示は、令和2年 2月 1日から適用する。

別表

運賃適用地域 名古屋地区

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員9名以上のもの。
大型車	普通自動車のうち排気量2リットル（ハイブリッド自動車にあつては、2.5リットル。）を超えるもので乗車定員8名以下のもの。
普通車	<p>普通自動車のうち排気量2リットル（ハイブリッド自動車にあつては、2.5リットル。）以下のもの又は内燃機関を有しないもので乗車定員8名以下のもの。</p> <p>小型自動車のうち乗車定員8名以下のもの。</p> <p>軽自動車のうち内燃機関を有しないもの。</p>
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 普通自動車、小型自動車、軽自動車は、道路運送車両法施行規則第2条の定めによる。</li> <li>2. 自動車の大きさ等については、自動車検査証を基準とする。</li> <li>3. ハイブリッド自動車とは、内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。</li> </ol>

別表

運賃適用地域 尾張・三河地区、静岡地区、伊豆地区、岐阜地区、  
飛騨地区、三重地区、紀宝地区、福井地区

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。
大型車	普通自動車のうち排気量2リットル（ハイブリッド自動車にあっては、2.5リットル。）を超えるもので乗車定員6名以下のもの。
普通車	普通自動車のうち排気量2リットル（ハイブリッド自動車にあっては、2.5リットル。）以下のもの又は内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。 小型自動車のうち乗車定員6名以下のもの。 軽自動車のうち内燃機関を有しないもの。
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 普通自動車、小型自動車、軽自動車は、道路運送車両法施行規則第2条の定めによる。</li> <li>2. 自動車の大きさ等については、自動車検査証を基準とする。</li> <li>3. ハイブリッド自動車とは、内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。</li> </ol>

別表

運賃適用地域 泉地区

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員9名以上のもの。
大型車	普通自動車のうち排気量2.5リットルを超えるもので乗車定員8名以下のもの。
普通車	普通自動車のうち排気量2.5リットル以下のもの又は内燃機関を有しないもので乗車定員8名以下のもの。 小型自動車のうち乗車定員8名以下のもの。 軽自動車のうち内燃機関を有しないもの。
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 普通自動車、小型自動車、軽自動車は、道路運送車両法施行規則第2条の定めによる。</li> <li>2. 自動車の大きさ等については、自動車検査証を基準とする。</li> </ol>

別表

福祉輸送サービスを行う場合の区分及び区分の基準

運賃適用地域 名古屋地区、尾張・三河地区、静岡地区、伊豆地区、泉地区、岐阜地区、飛騨地区、三重地区、紀宝地区、福井地区

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）を除く。
大型車	普通自動車のうち排気量2リットル（ハイブリッド自動車にあっては、2.5リットル。）を超えるもので乗車定員6名以下のもの。 身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員7名以上のもの。
普通車	普通自動車のうち排気量2リットル（ハイブリッド自動車にあっては、2.5リットル。）以下のもの又は内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。 小型自動車のうち乗車定員6名以下のもの。 身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの。 軽自動車。
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 普通自動車、小型自動車、軽自動車は、道路運送車両法施行規則第2条の定めによる。</li> <li>2. 自動車の大きさ等については、自動車検査証を基準とする。</li> <li>3. ハイブリッド自動車とは、内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。</li> </ol>